

後期高齢者医療保険料および 国民健康保険税 の納付方法を変更できます！



後期高齢者医療保険料が、4月より特別徴収(年金からの天引き)となっている方、国民健康保険税については、本年10月より特別徴収(年金からの天引き)となる予定の方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、健康保険課医療年金係及び税務課住民税係へ申し出ていただくことにより、保険料(税)の納付を口座振替による納付に変更することができます。

■後期高齢者医療保険料の場合

- ①過去2年間、国民健康保険税の滞納がなく、ご自分の口座から振替えること。
- ②過去2年間、国民健康保険税の滞納がなく、年金収入が180万円未満で、連帯納付義務者(世帯主または配偶者)の口座から振替えること。

※申し出の方法…口座振替の依頼書を先に金融機関に提出し、その依頼書の控えと印鑑を持って1階⑥番窓口へお越しください。

■国民健康保険税の場合

- ①過去2年間、国民健康保険税の滞納がなく、口座から振替えること。

※申し出の方法…印鑑を持って1階⑩番窓口へお越しください。納付書で納めていた方は、口座振替の依頼書を先に金融機関に提出し、その依頼書の控えも併せてお持ちください。

※窓口へ申し出ていただいた後は、速やかに特別徴収(年金からの天引き)を中止する手続きを行ないますが、申し出の時期によっては、次々回分以降の年金から中止となる場合もありますのでご了承ください。

問合せ

健康保険課医療年金係 [☎35-1222内1221~1225]

税務課住民税係 [☎35-1220内1131・1132・1133]

後期高齢者医療保険料が減額されます！

7月より、「平成20年度後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入(付)通知書」を送付しておりますが、政府決定(平成20年6月12日)に基づき、次の(ア)、(イ)に該当する方は、保険料が減額となります。なお、減額後の保険料額につきましては、8月以降に再度該当者に通知しますので引き続き納付をお願いします。

- | | |
|-----|--|
| (ア) | 平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方
… 一律8.5割軽減とします。 |
| (イ) | 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方
… 所得割額を一律5割軽減します。 |



税務通信



**お住まいの住宅に省エネ改修
工事を行なうと固定資産税が
減額されます**

◆問合せ 税務課資産税係 ☎35・1220（直通）

平成20年度から、省エネ改修工事を行なった既存住宅に係る固定資産税の減額制度が創設されたことにより、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行なった場合、翌年度分の固定資産税が減額されます。

◆対象家屋

平成20年1月1日に存在する住宅（賃貸住宅は除く）。

◆対象となる改修工事

当該改修工事に要する費用が30万円以上で、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。

- ①窓の改修工事（必須）
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。

④壁の断熱改修工事

※外気等と接する外壁の工事に限る。

例：窓の二重サッシ化、複層

ガラス化

天井、壁、床に適切な量の断熱材を入れる工事

◆減額期間と減額割合

○期間：工事が完了した年の翌年度分の1年間
○割合：改修した家屋の固定資産税の1/3を減額

◆申請方法

（ただし、1戸当たり120㎡まで）

改修工事後3ヶ月以内に、次の書類を添付して上里町役場税務課資産税係に申請。

- ①省エネ改修住宅に対する固定資産税の減額申請書
- ②建築士、指定確認検査機関又は登録性能評価機関による省エネ基準適合証明書
- ③改修の費用を証明する書類（領収書の写し、見積書等）

④改修工事箇所の写真（改修前・後）
【注意】

バリアフリー改修と省エネ改修を同時に行なった場合は、それぞれ減額されません。ただし、新築住宅軽減及び耐震改修に伴う軽減と同時に適用できません。

※省エネ改修工事等にかかる、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除（住宅借入金等特別控除）の特例が併せて創設されています。詳しくは本庄税務署 ☎22-2111へお問い合わせください。

納税窓口

夜間・休日開庁のお知らせ

◆8月の開庁日

[夜間(午後9時まで)]

8月5日(火)・15日(金)・25日(月)

[休日(午前8時30分～正午)]

8月10日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係 ☎35-1220内1121

税の納付は、便利・確実な

『口座振替』のご利用を！



こんにちは
保健師です

保健センターからの お知らせ

問合せ：保健センター ☎33-2550

はしか(麻しん)は怖い病気です。

『麻しん風しん混合予防接種』を受けましょう！

「はしか(麻しん)」は感染力が非常に強く、感染すると1000人に1人程度の割合で命を落とす怖い病気です。昨年春の若者を中心としたはしかの流行を受け、今年度から中学1年生と高校3年生に相当する年齢の方も接種対象となりました。『はしか(麻しん)』の予防にはワクチン接種が有効です。予防接種を受けたことがない方はもちろん、1回受けたことがある方も2回目の予防接種を受けましょう。

■対象者
第4期：高校3年生に相当する年齢の方(平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ)
第3期：中学1年生に相当する年齢の方(平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ)

第2期：幼稚園・保育園などの年長児(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)
第1期：1歳～2歳未満

■接種期間
第2～4期 平成20年4月1日～平成21年3月31日まで
第1期 1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前々日まで

■接種費用
上記対象者は、接種期間内は無料です。対象外の方は、任意接種(有料)となります。

* 予診票を紛失された方、年度途中に上里町に転入し予診票がお手元ない方は、保健センターへご連絡ください。



～熱中症にご注意～

暑いぞ！上里も

熱中症 とは、…

高温環境の下でエネルギー消費量の多い労働や運動をしている時、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能がうまく働かないなどが原因で起こることを熱中症といいます。筋肉のけいれん、めまいや吐気、嘔吐、頭痛等の症状が起き、深部体温が40.5℃以上で意識障害を伴うと非常に危険な状態なので直ちに救急車を呼ぶなどの措置が必要です。

予防 は、…

日中の一番暑い時間帯のスポーツや作業はできれば避けた方が良いでしょう。やむを得ないときは、帽子を被る、服装を吸湿性のものや通気性に優れたものを着用するなど工夫をしてください。また、水分補給は、汗をかいてのどが渴いてからではなく定期的に補給するようにしてください。特に子どもや高齢者は水分補給が遅れがちです。この時に水だけでなく塩分も少し摂るようにしてください。水のかわりにスポーツドリンクを飲むとか、塩分の過剰摂取が気になる方は、薄めて飲むと良いでしょう。

上里町国民健康保険にご加入の方へ まだ間に合います！特定健康診査

問合せ 医療年金係 ☎35-1222内1221～1225

上里町健康保険に加入されている方を対象に、6月より特定健康診査を実施しています。今年度は8月が最後の実施期間となりますので、まだ特定健康診査を受診されていない方は、この機会に健診を受けご自身の健康管理にお役立てください。

特定健康診査は申し込みが必要となります。希望の方は事前に送付した申込書にて8月8日(金)までにお申し込みください。なお、すでに申し込みをされている方は、お手元にある受診券の日程等をご確認のうえ、忘れずに受診してください。

◆健診日程

特定健康診査日程	受付時間	会場
8月18日(月)～8月22日(金)	午後0:30～午後1:30	上里町コミュニティセンター

◆料金 800円

◆検査内容

・問診 ・理学的検査(身体診察) ・身長、体重、腹囲の測定 ・血圧測定
・BMI(肥満度)の判定 ・尿検査 ・血液検査(肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、医師の指示があった場合には貧血検査)



保健センター予定表 ☎33-2550

8月	4日(月)	2歳児歯科健診 (平成18年7月生)
	5日(火)	7・8か月児健診 (平成19年12月生)
	6日(水)	3・4か月児健診 (平成20年4月生)
	7日(木)	1歳6か月児健診 (平成19年1月生)
	8日(金)	赤ちゃん相談 3歳6か月児健診 (平成17年1月生)

※赤ちゃん相談の「個別相談」は予約制です。

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所

[本庄市保健センター内☎24-2003]

診療科目…内科・小児科

診療時間…午前9時～ 正午

午後1時～ 4時

午後7時～10時

※健康保険証を持参してください。

②在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

8月 3日(日)	五十嵐整形外科医院	☎24-2313
8月10日(日)	生坂医院	☎22-4670
8月17日(日)	うめだクリニック	☎76-4151
8月24日(月)	池田レディースクリニック	☎22-2048
8月31日(日)	黒岩整形外科医院	☎34-0551
9月 7日(日)	小林クリニック	☎23-3371

小児救急電話相談 (#8000)

休日や夜間の子どもの急病(発熱、下痢、おう吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、小児科経験のある看護師が相談に応じます。また、必要に応じて医師の助言を受け対応します。

なお、大人の病気などに関する相談、子どもの発育や病気予防など救急でない相談はご遠慮ください。

◆相談方法(電話による相談)

※埼玉県内のどこからでも電話で『#8000』をプッシュすることで、相談窓口につながります(携帯電話からの可)。ダイヤル回線・IP電話の方は[☎048-833-7922]へ。

◆相談受付時間

- ・平日(月～土)
午後7時～午後11時
- ・休日(日・祝・年末年始)
午前9時～午後11時

★受診可能な医療機関をお探しの場合

- ・埼玉県内の病院を紹介
救急医療情報センター(24時間対応)
[☎048-824-4199]
- ・児玉郡、児玉郡市外の病院(群馬県方面も含む)を紹介
児玉郡市広域消防本部(24時間対応)
[☎0495-24-1119]

◆問合せ

埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当
[☎048-830-3538]

**白い歯を残そう！
受けよう「歯周疾患検診」**

歯が抜けてしまう原因のほとんどは虫歯ではなく、歯周病です。一生自分の歯でおいしく食べるために、「歯周病」を今から予防しましょう。

検診の対象年齢になる方は無料で歯周疾患検診が受診できます。

◆実施期間…5月1日～12月27日

◆対象年齢…40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

(平成20年4月1日～平成21年3月31日までに

上記の年齢になる方が対象)

◆費用…無料

◆持参するもの…健康保険証(年齢、住所を確認するため)

◆検診場所…個別歯周疾患検診実施歯科医院(5月号参照、または保健センターに問合せ)

◆受診方法…受診希望の方は、検診場所に予約のうえ受診

国民年金コーナー

No.290

裁定請求書が届いたら…

● 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、社会保険庁にある年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせ(はがき)が送付されますので、必要な手続きをしてください。

◆送付時期と送付物

- ① 60歳到達月の3ヶ月前
ア 受給資格があり(納付済期間等が25年以上)、60歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。
- イ 受給資格はあるが、厚生年金加入期間が12ヶ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内はがきが送付されます。
- ウ 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件

を記載した裁定請求の案内はがきが送付されます。

② 65歳到達月の3ヶ月前
ア 受給資格があるが国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12ヶ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。

- 問合せ
熊谷社会保険事務所
☎048-522-1515
- イ 65歳前に既に受給権がある方で、まだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。